

パワー・ハラスメントは、以上のような様々な悪影響やリスクを生じさせるものであって、芦屋市においても同様である。パワー・ハラスメント対策は、そのようなリスクを顕在化させないよう、今や職場のマネジメント（雇用管理）上の問題となっている。芦屋市は、パワー・ハラスメント防止や発生時の対応について適切な措置が求められる。

### 3. 第三者調査委員会の調査対象について

#### (1) 令和2年8月7日付懲戒処分に係るハラスメント行為の認定について

本件事案に関し、令和2年8月7日付内部調査委員会の報告書では、当時のX課担当部長級職員であったAのパワー・ハラスメント行為（課長級職員Eに対する大声での叱責及び精神的な攻撃、X課職員に対する過大な要求）を認定した。また、本件事案に関し、X課課員（係長以下のX課職員を示す。）連名でパワー・ハラスメントの調査を求める令和元年8月9日付申出書（以下「本件申出書」という。）が提出されているところ、内部調査委員会は、当時の人事課長B及び総務部長Cの、本件申出書への対応の適否について検証している。なお、Aは、内部調査委員会での認定事実を前提に、令和2年8月7日付で芦屋市職員分限懲戒審査委員会において停職1か月の懲戒処分を受けた。

本調査委員会は上記分限懲戒審査委員会における懲戒処分及びその根拠につき、その是非を逐一検討する権限はない。一方で、内部調査委員会におけるハラスメントに関する認定については、本報告書で、以下述べるとおり、基本的には、ハラスメント行為そのものの認定について概ね是認できるものの、その背景事情については、さらに踏み込んだ検討が必要であると考えた。

以下、本調査委員会としては、ハラスメント行為そのものの認定にあたっては、内部調査委員会における認定を補足的に検討するのみならず、まずは、そのハラスメント行為が発生するに至る背景事情を明らかにすべく調査を実施した次第である。

なお、繰り返すが、本調査委員会における調査は、特定の個人の責任を追及することを目的としない。

#### (2) 芦屋市のハラスメント対応の検証

AによるX課職員（以下、課長級以下のX課職員を示す。）に対する行為について、既に芦屋市職員分限懲戒審査委員会は、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を被ったり、職場環境を悪化させる行為」、すなわちパワー・ハラスメントに該当

する行為であり、地方公務員第29条第1項第3号に規定する「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当すると判断し、そのうえで、Aが当時、管理職の地位にあり、その責任の度合いが特に高いことを理由に、停職1か月の懲戒処分を行っている。このように、芦屋市は、既に、A個人の非違行為に対する処分を行っている。

一方で、X課課員の本件申出書提出前より、X課課員の長時間労働是正の必要性については庁内で再三指摘されており、またAによるX課課長級職員に対する指導の厳しさは一定認知されていた。しかしながら、そうしたX課の抱える課題は解決されぬまま、X課職員の疲労は蓄積し、結果、本件申出書が提出されたという経緯がある。こうした経緯を踏まえると、本件ハラスメント事案が単にA個人の問題として総括されることでは不十分であって、今後の再発防止のためにも、これまでの芦屋市の対応の是非や組織としての課題の検証は欠かせない。また、本件事案は部長級職員によるハラスメント事案であるところ、本件申出書提出後の芦屋市の対応につき、芦屋市議会においても厳しく批判的意見が呈されているところでもあり、その点の検証も重要である。

## 4. 調査及び一連の経緯にかかる事実認定

### (1) 調査方法

本調査委員会は、ハラスメント行為の実態や背景事情を把握するために、X課職員の事務分掌、職員数の推移、X課の業務内容、X課が所管する[ ]事業（以下「本事業」という。）の経過等に関連する資料、内部調査委員会における資料調査、同調査を補充する形で、関係者へのヒアリングを実施した。そして、X課職員の長時間労働、AによるX課職員に対する指導・対応状況、X課職員の身体的・精神的負荷に関する芦屋市当局の把握状況について重点的に調査を行った。

本件申出書提出以降の対応状況について、人事課長（当時）B、人事課健康増進・働き方改革担当主幹（当時）、総務部長（当時）C、副市長、市長に対するヒアリングを実施した。

### (2) 調査の成果物

本調査委員会が収集した資料、本調査委員会が実施したヒアリング対象者から得られた回答その他調査の成果物とも言える資料（生の資料）については、職員個人のプライバシー等を配慮し明示しないこととした。

### (3) 認定事実

本件事案に関し、本調査委員会が認定した事実は以下のとおりである。